平成２８年（再イ）第２号
広島市西区観音本町１丁目13番31―1301号
再生債務者　森本　春美
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月31日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年５月20日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月20日まで
平成28年４月22日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第９７号
岐阜県羽島郡岐南町徳田西１丁目93番地（北ハイツ正村302号室）（認可決定時の住所）岐阜市宮北町11番地１（マンション宮北303号室）
再生債務者　村本　秀明
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年８月29日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年４月20日　岐阜地方裁判所

平成１９年（再イ）第５０号
栃木県足利市五十部町862番地１、開始決定時の住所群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保908番地３　レオパレスモーニングライト102号室
再生債務者　柏瀬　弘幸
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年12月25日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年４月22日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（再イ）第７６号
千葉県八千代市大和田94番地　大沢ハイツＤ号
再生債務者　宇参　好一
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年９月18日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年４月20日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第５９３号
大阪府箕面市箕面３丁目14番３号（201号）
再生債務者　川勝　幸子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成28年４月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第２５９号
札幌市東区北37条東15丁目２番21―205号
再生債務者　藤川かおり
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成28年４月22日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第２号
新潟市江南区亀田新明町３丁目２番１号
再生債務者　入山　敦
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月20日まで
4　一般異議申述期間　平成28年６月３日から平成28年６月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（再ロ）第１号
奈良県香芝市白鳳台２丁目９番地17
再生債務者　ランチ＆バーＭこと　山本　昌則
1　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月20日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月27日から平成28年６月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１００５３号
東京都大田区西糀谷１―20―８―503
再生債務者　仲佐　友弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月９日まで
平成28年４月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第１号
兵庫県尼崎市杭瀬本町１丁目８番８―801号
再生債務者　稲田　暁
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月12日まで
平成28年４月21日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再ロ）第１０号
沖縄県那覇市首里久場川町１丁目96番地１　カーサ城北303
再生債務者　玉元　命
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月18日まで
平成28年４月20日
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第３号
三重県鈴鹿市郡山町663番地の577
再生債務者　松島　敏哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月21日　津地方裁判所再生係

平成２７年（再ロ）第１００４８号
東京都足立区鹿浜６―14―５―703
再生債務者　古澤　和昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第１００５８号
東京都江東区東陽２―４―28―601
再生債務者　大堀　尚征
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月19日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第２号
長野県安曇野市穂高柏原853番地２
再生債務者　等々力仁一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月21日　長野地方裁判所松本支部

外務省共済組合定款の一部変更について

外務省共済組合定款（平成13年３月28日制定）の一部を次のように変更する。
平成 28 年３月 31 日
外務省共済組合代表者
外務大臣　岸田　文雄

第15条を次のように改める。
第15条　削除
第17条第２項中「施行令」を「国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）」に改める。
第24条中「第２項及び第３項」を「第４項及び第５項」に、「第69条」を「第69条第１項」に改める。
第25条第１項中「住居手当、子女教育手当及び特殊語学手当を除く」を「施行令第５条第２項第１号の２に掲げる給与をいう」に、同項第１号中「100分の24」を「100分の15」に改め、同項第２号中「100分の30」を「100分の20」に改め、同条第２項第１号中「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額及び住居手当の限度額を定める政令（昭和49年政令第179号」を「在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負